

公 告

次の建設工事について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月1日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 工事概要及び発注者名

- (1) 工事名
妙義保育園大規模改修工事
- (2) 工事場所
塩尻市大字洗馬
- (3) 工事内容
園舎概要 R C造平屋建 A = 8 3 1 . 2 9 m²
改修概要 内装、外装改修、トイレ改修、給食室改修、照明LED化、
遊戯室エアコン設置、外構整備
- (4) 工期
契約締結日から令和7年1月7日まで
- (5) 発注者名
塩尻市長 百 瀬 敬

2 一般競争入札に参加する者に関する事項

令和5・6年度の塩尻市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる条件を申請日から入札日まで全て満たしている者であること。

(1) 特定建設工事共同企業体としての条件

- ア 令和5・6年度塩尻市建設工事入札参加資格を有する2者が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。
- イ 共同企業体の資格審査要領（昭和37年建設省発計第79号）にもとづいて算出された、特定JVの建築一式工事の客観的事項の総合評定値（P）が780点以上の者であること。
なお、客観的事項の各評点は、令和5・6年度入札参加資格審査申請時に提出した経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の評点とする。
- ウ 特定JVの構成員が、(2)及び(3)に掲げる条件のすべてを満たしていること。
- エ 特定JVとしての安全管理及び工事施工計画が適正であること等について、3の規定により塩尻市長の確認を受けた者で、本工事の施工能力があると認められた者であること。
- オ 構成員の出資比率は1社30%以上とし、各構成員は、この工事に係る複数の特定JVの構成員となっていない者であること。
- カ 実質支配会社が構成員となる特定JVは、同一案件に同時入札することができない。ただし、実質支配会社が、同一の特定JVの構成員となる場合は除く。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社等をいう。

- (ア) 人的関係のある会社等(常勤・非常勤を問わない。)
- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ただし、aについては、会社等の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。
- (イ) 親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (ウ) 親会社に人的関係のある会社と子会社
- ※管財人とは、会社更生法及び民事再生法の規定により選任された管財人をいう。
- ※更生会社及び再生手続きが存続中の会社等とは、会社更生法及び民事再生法に規定する会社等をいう。
- ※親会社及び子会社とは会社法に規定する会社をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

(2) 代表となる構成員の条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和5・6年度塩尻市建設工事入札参加資格における建築一式工事の格付けが、総合評定値780点以上、かつ、新客観点数80点以上の者であること。
- ウ 3(4)の申請書等の受付日から7(1)に規定する入札日までの間において、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程(平成24年塩尻市訓令第5号。以下「入札参加停止措置規程」という。)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。(入札参加資格の認定を受けた後に入札参加停止の措置を受けた場合にあつては、入札参加資格を取り消すものとする。)
- エ 塩尻市内に本社又は営業所等を有すること。
- オ 次の二つの条件を満たす監理技術者を、本工事に専任で配置できること。
- (ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、申請日以前3か月以上の恒常的かつ直接的雇用関係にあること。
- (イ) 15年間(平成21年度から令和5年度まで)に、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者の経験を有していること。
- カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本その他の面において密接な関係があると認められる者でないこと。
- キ 建築一式工事について、特定建設業の許可を有する者であること。

(3) 代表以外の構成員の条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和5・6年度塩尻市建設工事入札参加資格における建築一式工事の格付けが、総合評定値740点以上の者であること。
- ウ 3(4)の申請書等の受付日から7(1)に規定する入札日までの間において、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。(入札参加資格の認定を受けた後に入札参加停止の措置を受けた場合にあつては、入札参加資格を取り消すものとする。)
- エ 塩尻市内に本社を有すること。
- オ 次の二つの条件を満たす主任技術者を、本工事に専任で配置できること。
- (ア) 一級若しくは二級建築士、又は一級若しくは二級建築施工管理技士の資格を有する者で、申請日以前3か月以上の恒常的かつ直接的雇用関係にあること。
- (イ) 15年間(平成21年度から令和5年度まで)に、建築一式工事の主任技術者、又は監理技術者の経験を有していること。
- カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本その他の面において

密接な関係があると認められる者でないこと。

3 一般競争入札参加資格登録の申請手続

(1) 当該競争入札への参加希望者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、当該工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者は、当該一般競争入札に参加できないものとする。

(2) 申請書に関する事項

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）

イ 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第4号）

2(2)オ、又は2(3)オに掲げる要件に、該当することが判断できる技術者の資格、経歴、同種工事の経験等を、構成員ごとに記載すること。

なお、建築士免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し、監理技術者資格者証の写し及び経験を有するものとして記載した工事の請負契約書等の写しまたはコリンズ（工事实績情報システム）の写しを添付すること。

建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書様式第八号（1）又は様式第八号（2）（建設業の許可更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号（1）を含む。）の写しを添付すること。

ウ 施工計画（様式第5号）

当該工事について、特定JVとしての施工計画が適切であることを確認できる技術的事項に関する所見、安全対策及び品質管理に関する計画等を、具体的に記載すること。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（任意の様式とする。）

オ 構成員ごとの建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し（公告日現在において有効なものに限る。）

カ 構成員ごとの経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（令和5・6年度入札参加資格審査申請時に提出したものとする。ただし、当該審査基準日（決算日）から1年7ヶ月の有効期間が経過している場合は、有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出するものとする。）

(3) 申請書等の配布

ア 配布場所

塩尻市ホームページ <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>

申請書様式を、ダウンロードして使用する。

イ 配布期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月22日（月）まで

(4) 申請書等の受付

ア 受付場所

塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市企画政策部財政課契約検査係（本庁舎3階）

イ 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月22日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

エ 受付方法

申請書等は、受付場所へ直接提出することとし、郵送等による提出は受け付

けないものとする。

オ 提出部数 1部

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、申請者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 申請書等はA4判とする。

オ 入札参加申請の際に、受け付けた日の收受印を押した申請書の写しを交付する。

4 確認結果の通知

一般競争入札参加資格の確認結果は、令和6年5月2日(木)に申請者に対し、文書を発送することにより通知するものとする。

上記の期日を都合により変更する場合は、その旨を申請者に連絡するものとする。

5 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、塩尻市長に対し、その理由について説明を求めることができるものとする。

(2) (1)の説明を求める場合にあつては、令和6年5月15日(水)までに書面(様式は自由とする。)を持参し、提出しなければならないものとする。

(3) 書面の提出先

塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市企画政策部財政課契約検査係

(4) 塩尻市長は、(1)、(2)及び(3)により説明を求められたときは、令和6年5月20日(月)までに、説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

(5) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を申請者又は説明を求めた者に連絡するものとする。

6 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問を記載した書面を、次のとおり質問書送付先へFAXで送付するものとする。

ア 質問書送付先

塩尻市企画政策部財政課契約検査係

FAX番号 (0263) 52-1158

イ 受付期間

令和6年4月2日(火)から令和6年5月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

エ 質問書等の様式

任意の様式とするが、質問内容等がよくわかるように具体的に記載すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者へのFAXによる回答の外、質問及び回答を塩尻市ホームページに掲載する。

ア 質問及び回答の閲覧期間

令和6年4月8日（月）から最終回答期限 令和6年5月14日（火）まで

イ 回答閲覧場所

塩尻市ホームページ

アドレス：<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>

- (3) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

7 入札執行日時及び場所

- (1) 入札日時

令和6年5月21日（火）午前9時00分

- (2) 入札場所

塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市役所5階 大会議室 西側

- (3) 留意事項

代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

- (4) 開札日時及び場所

開札は、入札終了時に入札会場において行うものとする。

- (5) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとし、郵便、電報及びFAXによる入札は認めない。

- (2) 入札日において、この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

- (3) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

- (6) 入札執行回数は2回までとし、2回で落札しない場合は、2回目に最低価格を入札した者によって、その場において2回までの見積を行うものとする。
2回の見積で落札しない場合は、不落札とする。

- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

- (8) 当該一般競争入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

9 落札決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。ただし、市長が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が、当該入札価格によっては当該工事の履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であることを認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（塩尻市建設工事の入札における低入札価格調査制度実施要領の規定を適用するものとする。）

10 工事費内訳書の提示

- (1) 入札前に、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。工事費内訳書は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の区分ごとの、また、直接工事費は工種ごとの記載とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、入札日、工事名、工事場所、入札者名（商号又は名称、所在地、代表者名）を記載し、代表者印を押印した表紙を添付するものとする。
- (3) 工事費内訳書は、担当職員がその場で確認し、返却しないものとする。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものとするが、この内訳書を提出しない者は、入札に参加できないものとする。

11 入札保証金

入札保証金は免除とする。ただし、9の規定により落札者となった者が、当該入札に係る契約を締結しないときは、納付しないものとした入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

12 契約の締結

当該契約については、塩尻市議会の議決に付さなければならないので、落札決定の日から5日以内に仮契約を締結し、その後、塩尻市議会の議決があったときに、当該仮契約書を地方自治法第234条第5項に定める契約書とみなすものとする。

13 支払条件等

- (1) 前金払の有無
有（請負代金の額の10分の4以内の額とする。）
- (2) 中間前金払の有無
有（請負代金の額の10分の2以内の額とする。この場合において、前金払の額と中間前金払の額との合計額は、契約金額の10分の6以内の額とする。）
- (3) 部分払の有無
有

14 債務負担行為の有無
無

15 契約保証金
契約保証金の納付又は免除については、塩尻市財務規則第124条の規定によるものとする。

16 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。無効となった者は、以後の入札に参加できない。

- (1) この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を有しないと認められる者が入札した入札書
- (2) この一般競争入札参加資格登録確認申請に際し、虚偽の申請を行った者が入札した入札書
- (3) 同一人がした2通以上の入札書
- (4) 入札者が協定して入札した入札書
- (5) 金額等記載事項が訂正または書き換えられている入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が明確でない入札書
- (8) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

17 その他

- (1) 本工事の一般競争入札参加資格者及びその構成員は、独占禁止法等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 本工事の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本工事の一般競争入札参加資格者及びその構成員は、入札参加資格登録後において、この公告についての不明を理由とした異議の申立てはできないものとする。
- (4) 入札参加者は、塩尻市建設工事等競争入札心得を遵守すること。
- (5) その他不明な点等については、次の担当部署に照会することとする。

ア 一般競争入札に係る特定JVの登録及び入札契約に関する事項
塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市企画政策部財政課契約検査係
電話 (0263)52-7300 (直通)
FAX (0263)52-1158

- イ 工事概要等に関する事項
塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市こども教育部教育施設課
電話 (0263)52-0280
FAX (0263)52-4354